

2015年度予算要求の回答書(その15) 最終回

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。今回は、8. 市民本位の行財政改革を進め、市民に開かれた市政を⑤～⑥、9. 国際平和・非核宣言都市としての事業推進を①～⑤です。

8. 市民本位の行財政改革を進め、市民に開かれた市政を

⑤ メンタルヘルスをはじめとする職員の健康管理の充実を図ること。

職員の健康管理につきましては、早期の発見、早期の対策につながるよう相談者のプライバシーに十分配慮しながら、受診しやすい環境づくりに努め、健康管理の充実を図ってまいります。(職員課)

⑥ 市の公共施設については、不安定雇用や官製ワーキングプアを助長するような指定管理者制度や業務委託の見直しを行うこと。

指定管理者制度や業務委託につきましては、市民サービスの向上や効果的・効率的な執行体制の実現を図ることを目的に、制度の趣旨等を踏まえて導入しているところです。

なお、指定管理者に対しましては、適正な労働環境が図られているか確認するため、社会保険労務士による労働条件調査を検討しております。(行政経営課)

9. 国際平和・非核宣言都市としての事業推進を

① 平和の尊さを広く市民に知らせるため、8月を中心にした平和月間を設けること。引き続き展示・イベント等を行うこと。企画段階からより多くの市民が参加できるよう努めること。

平和月間につきましては、既に設置している他市の取組状況などを調査しながら研究してまいります。

また、平和に関する行事・イベントにつきましては、毎年、追悼式や平和パネル展などを実施しているところですが、来年度は、終戦70周年を迎えることから、国際平和と核兵器廃絶を求める都市として、新たな事業を実施する予定であり、未来を担う子どもたちを構成員とするプロジェ

クトチームを発足するとともに企画段階から準備を進めております。(福祉総務課)

② 市民の平和活動に、行政も積極的に参加・支援すること。

市民の皆様への平和活動に対しましては、市長メッセージの伝達など、可能な限りの支援等を行ってまいります。(福祉総務課)

③ 厚木市の国際平和・非核宣言について、広く市民および来厚者に知ってもらうために、駅周辺や行政区境に宣言塔を設置すること。

「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言 あつぎ」の周知につきましては、厚木中央公園等における宣言看板の設置及び本厚木駅連絡所等における啓発パネルの掲示を行っております。

今後とも、市民の皆様への平和に対する理解を深めるため、周知に努めてまいります。(福祉総務課)

④ 平和市長会議に加盟している自治体として、国に対して憲法第9条を守り、集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回するよう強く働きかけること。

集団的自衛権の行使に係る憲法第9条2の解釈につきましては、社会情勢等の様々な状況の変化を踏まえ、憲法の崇高な理念を継承しつつ、日本国民全体での議論が深まることにより、我が国として今後の進むべき方向が決定されるものと考えております。また、地域住民に直接関わりのあるものにつきましては、全国市長会、県市長会を通じて対応してまいり所存です。(企画政策課)

⑤ 米軍厚木基地へオスプレイ等訓練機の配備反対はもちろんのこと、飛来をしないよう関係自治体と協力し、国に働きかけること。

基地問題につきましては、国民的コンセンサスを得て行われる必要があると認識しております。

また、国の議論や関係自治体との調整の中で、今後の方向性が決定されるものと判断しておりますので、その推移を見守るとともに、地域住民に直接関わりのあるものにつきましては、全国市長会、県市長会を通じて対応してまいりたいと考えております。(企画政策課)

来年度予算要求をお寄せください

来年度(2016年度)予算要求・要望を9月末までにお知らせください。現場確認をします。連絡先、要望個所の地図等をお付け下さい。議員団控室 Tel.Fax 046(225)2709

Horizontal dashed lines for writing requests.

ご住所
お名前
電話番号